

令和6年3月31日 経過措置終了項目について

資料5-2
※差し替え

題名	改正内容	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入所者生活介護	福祉用具貸与／販売	福祉用具貸与／販売	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	
①感染症対策の強化	介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。 ア 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施																			●					●	●	●	●
②感染症対策の強化	介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。 イ 訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、居住系サービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●				
③業務継続に向けた取組の強化	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービスに事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
④高齢者虐待防止の推進	障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑤認知症介護基礎研修の受講の義務付け	認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。		●				●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
⑥口腔衛生管理の強化	口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。																			●					●	●	●	●
⑦栄養ケア・マネジメントの充実	栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、以下の見直しを行う。 ア 現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける（栄養士又は管理栄養士の配置を求める） イ 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。																			●					●	●	●	●